

### 第3章 地震災害応急対策

地震災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1義的には市町村があたり、県は、広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

また、県の対応能力を越えるような大規模災害のときには、国に対し応急対策の支援要請をする。

県が実施する応急対策は、本章による。

なお、災害広報、水防計画、消防対策、交通対策、医療対策、災害援助法による救助・救援対策、公安警備計画、民生安定事業については、一般災害編による。

#### 第1節 応急、活動体制

##### 1 県本部

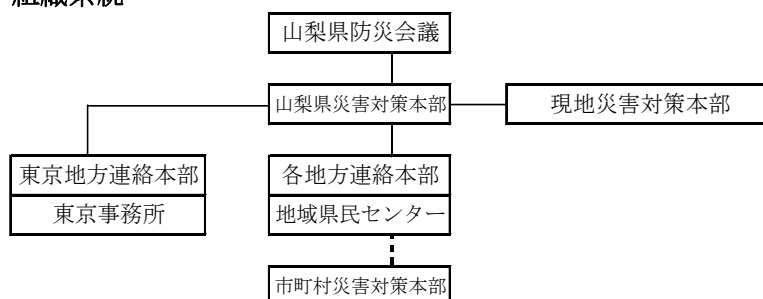
###### (1) 設置基準

災害対策基本法第23条第1項に基づき、地震発生時等において知事が県本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

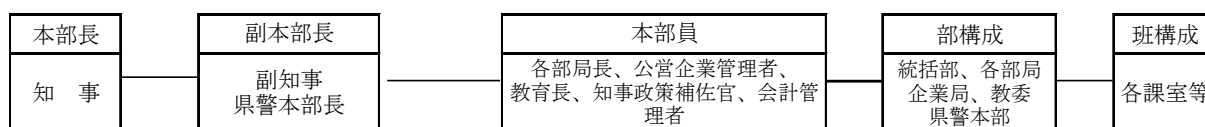
- ア 震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき
- イ 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき
- ウ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- エ その他、本部長が必要と認めたとき

###### (2) 県本部の概要

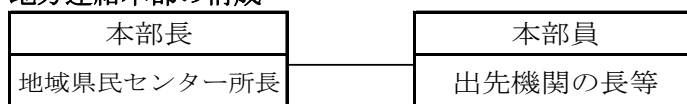
###### ア 組織系統



###### イ 県本部の構成



###### ウ 地方連絡本部の構成



地方連絡本部の活動は、県本部の活動の開始と同時に開始する。

###### エ 東京地方連絡本部

東京地方連絡本部は、国会及び関係省庁又は他都道府県との連絡、その他関係事項の円滑な処理にあたる。本部長は、東京事務所長があたる。

## オ 県本部の設置場所

県本部は、特別のとき(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館4階に設置する。  
なお、防災新館被災時には、被災状況の軽微な最寄りの地方連絡本部に設置する。

## カ 地震発生時の応急活動体制は別に定めることとする。

## キ 動員の伝達及び配備

職員は「職員災害対応ハンドブック」に従い、迅速に行動するものとする。

### ① 勤務時間内における動員

知事は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各部局長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各部局長へ動員の伝達を行う。

### ② 勤務時間外における動員

各所属長は、予め勤務時間外における職員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も予想し、職員は、配備基準に該当する災害情報を覚知したときは、自己の所属、又は予め指定された場所に自主的に参集する。

参集に3時間以上を要する場合は、自己所属に安否について連絡し、所属長の指示に従うこととする。

### ③ 初動体制職員

勤務時間外に発生する大規模地震に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、統括部長(防災局長)は初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図ることとする。

初動体制職員は、地震にかかる次の場合において、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行う。

a 震度6弱以上の大規模地震が発生したとき

b その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき

初動体制職員の分掌業務等については、別途定めることとする。

## (3) 現地県本部の設置

ア 県本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地県本部を設置する。

イ 現地県本部に現地県本部長及び現地県本部員その他の職員を置き、県本部副本部長、県本部員その他の職員のうちから県本部長が指名する者を持って充てる。

ウ 現地県本部は、県本部長の特命事項を処理し、地方連絡本部と連携して、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

エ 現地県本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、県の庁舎、市町村の庁舎、学校、公民館等公共施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

## (4) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部、班等相互に応援を行う。

ア 県本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは県本部長に要請する。

イ 地方連絡本部内における応援は、地方連絡本部長から県本部長に要請する。

ウ 県本部と地方連絡本部相互で応援を必要とするときは、県本部長に要請する。

## (5) 市町村庁舎被災時等の情報収集

災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害

に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

ア 被災市町村等への職員派遣

災害対策本部において職員等を市町村に派遣し、情報の収集に努める。

イ 消防防災ヘリコプター

本節 2 に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

**(6) 県災害警戒本部**

防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

**ア 設置基準**

県災害対策本部活動要領により、地震発生時等において、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ①震度 5 弱・5 強の地震が県内に発生したとき
- ②南海トラフ沿いで M7 の地震が発生した場合で、県内震度 4 以下の地震の観測
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ④その他、防災局長が必要と認めたとき

**2 消防防災ヘリコプター**

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県・新潟県・群馬県、及び静岡県、並びに埼玉県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」の締結により、運航不能期間の体制整備を図った。

**(1) 防災ヘリコプター緊急運航基準**

**ア 基本要件**

消防防災ヘリコプター緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- ① 公共性 災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
- ② 緊急性 差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
- ③ 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資器材人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

**イ 緊急運航基準**

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

**① 災害応急対策活動**

- a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- c 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- d その他、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

**② 火災防ぎょ活動**

ア 同時多発火災時等において、地上における消火活動では消火が困難であり、

防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

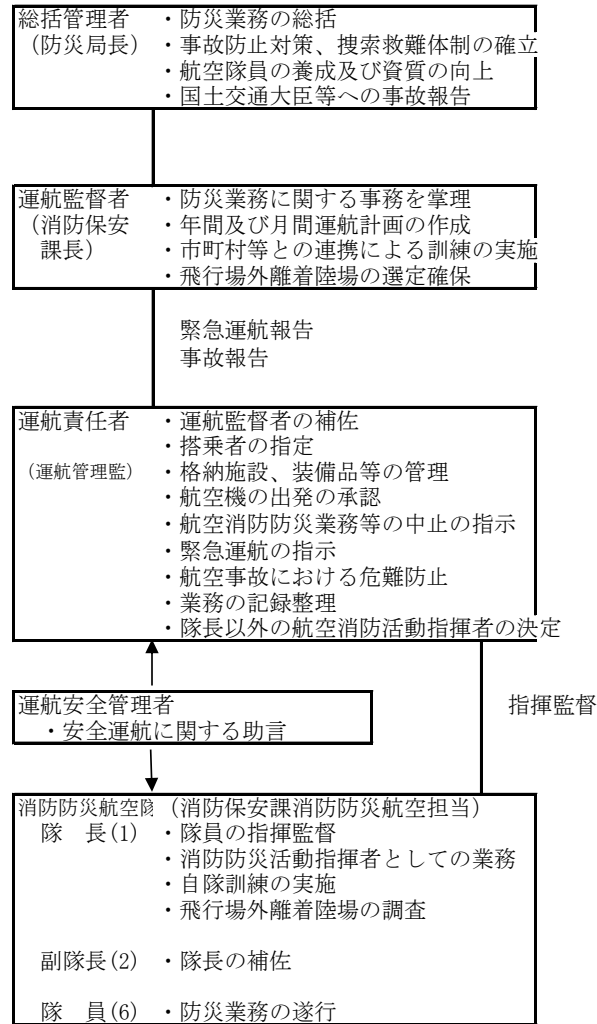
③ 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

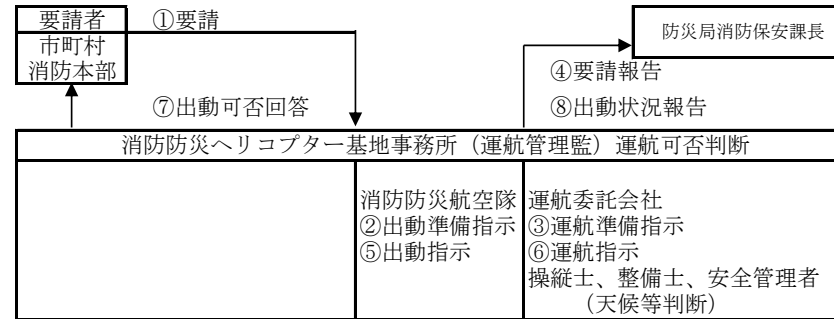
④ 救急、活動

- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

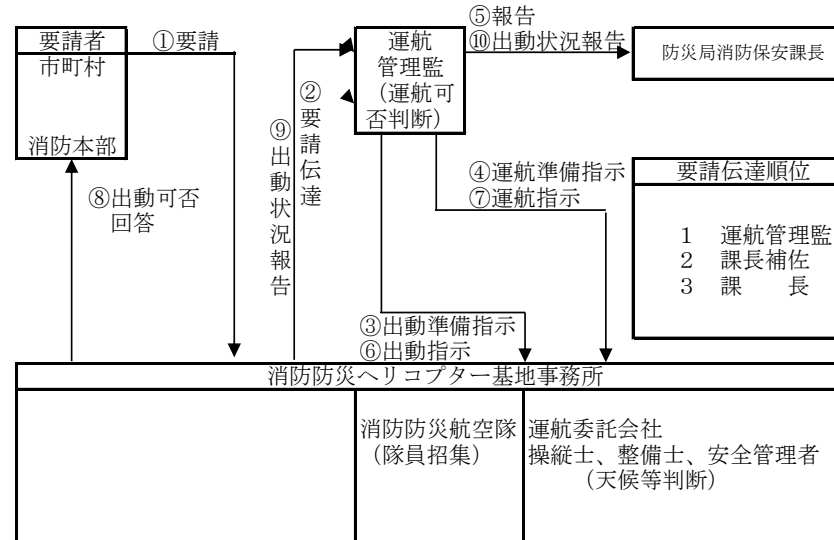
## 山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー



### 1 緊急運航連絡系統図



### 2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

## 第2節 地震災害情報の収集伝達

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報(震度、震源、長周期地震動階級、規模、余震の状況等)や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

### 1 異常現象発見時の通報、伝達

- ・災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた市長村長又は警察官はできるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに関係機関に伝達するものとする。
- ・地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、市町村長は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

### 2 地震に関する情報等の伝達

#### (1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について

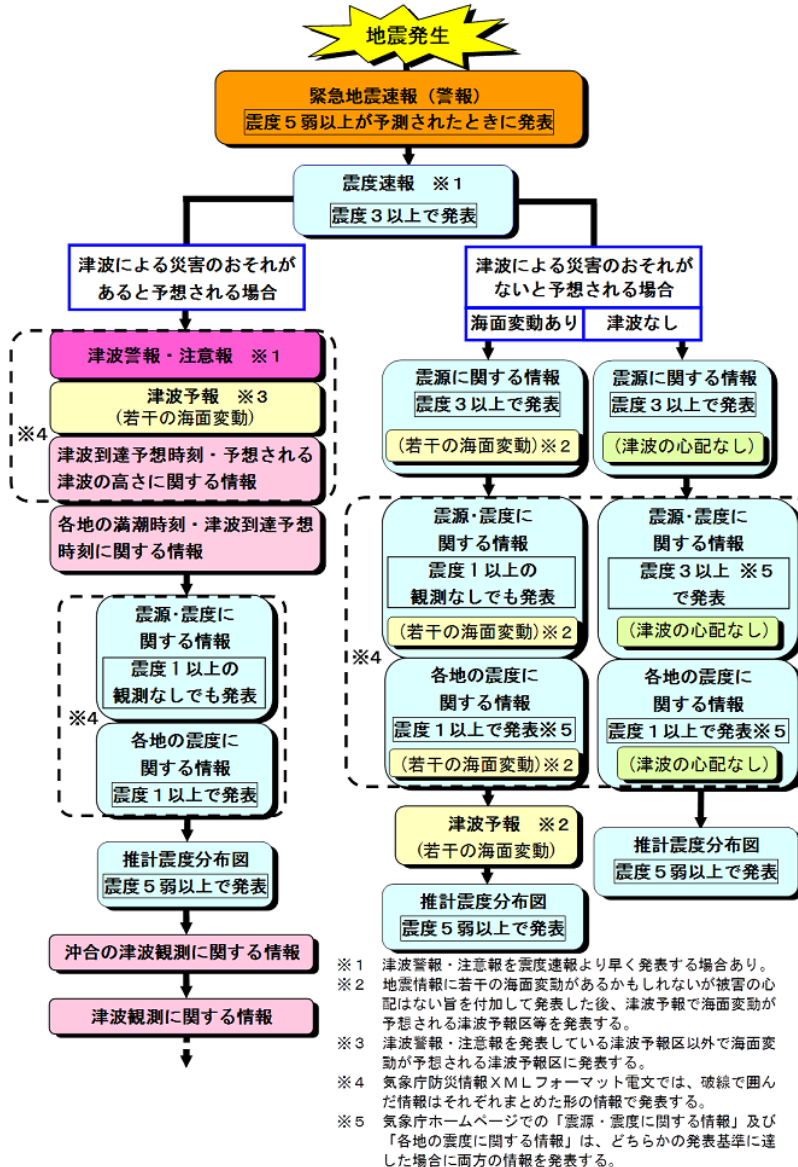
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の

		地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 ※(参考)令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 ※(参考)令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

## イ 地震及び津波に関する情報

## 地震及び津波に関する情報



### ウ 南海トラフ地震に関連する情報

#### (1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

情報名	情報発表条件
-----	--------



南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</li> <li>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</li> </ul>

- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報 (キーワード)」の形で情報発表する。

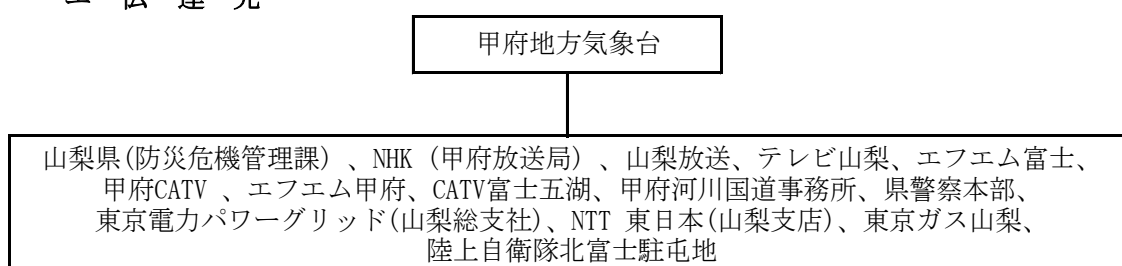
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</li> <li>○監視領域内(注1)でマグニチュード 6.8 以上(注2)の地震(注3)が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注6)8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0 以上の地震(注3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。具体的には、  
 レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。  
 レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。レベル3：レベル1の2倍に設定。  
 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- (注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- (注6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## エ 伝 達 先



(注) 甲府地方気象台及び県(防災危機管理課)から関係機関への伝達手段は、一般災害編「第3章、第2節、1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達(1)甲府地方気象台が発表する予報・警報 カ、ク」と同様とする。

### (2) 地震解説資料

山梨県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

### (3) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

#### **(4) 放送機関による放送**

ア 放送機関は取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送する。

イ 放送する事項は次のとおり

- ・災害発生状況 ・道路通行状況 ・公共交通機関運行状況 ・ライフライン状況
- ・生活必需品、医療品等供給状況 ・公共施設運営状況
- ・社会秩序保持のための必要事項

#### **(5) 県として直ちに実施する伝達事項**

県は、防災行政無線により次の事項を伝達する。

ア 地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）

イ 地震防災応急対策の指示

（例）「市町村、防災関係機関は、同報無線、有線放送、広報車等で次の事項を徹底して下さい。

- ① 自主防災組織を直ちに稼働させること
- ② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること
- ③ 電話の使用を制限すること
- ④ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること
- ⑤ 被害の発生は、区長等を通じて市町村に報告すること」 等

#### **(6) 市町村による住民への伝達**

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

### **3 被害情報の収集伝達**

#### **(1) 被害情報の収集伝達**

- ・総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。
- ・被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。
- ・各通信手段の利用方法については、平常時より利用方法について習得しておく

#### **(2) 被害規模の早期把握のための活動**

ア 県が行う情報収集

- ・県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容された負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

震度5弱以上の地震が発生したとき、県は直に消防防災ヘリコプターを出動させ、テレビ電送による映像により被害情報を収集する。

#### **(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡**

- ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。  
ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市町村は消防庁に直接報告するものとする。
- ・市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- ・県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。
- ・市町村は消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- ・県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。  
また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

#### (4) 応急対策活動情報の連絡

本編第2編第3章第2節3（4）被害情報の収集・連絡と同じ。

#### (5) 報告の種類・様式

##### ア 県・市町村

本編第2編第3章第2節3（6）報告の種類・様式と同じ。

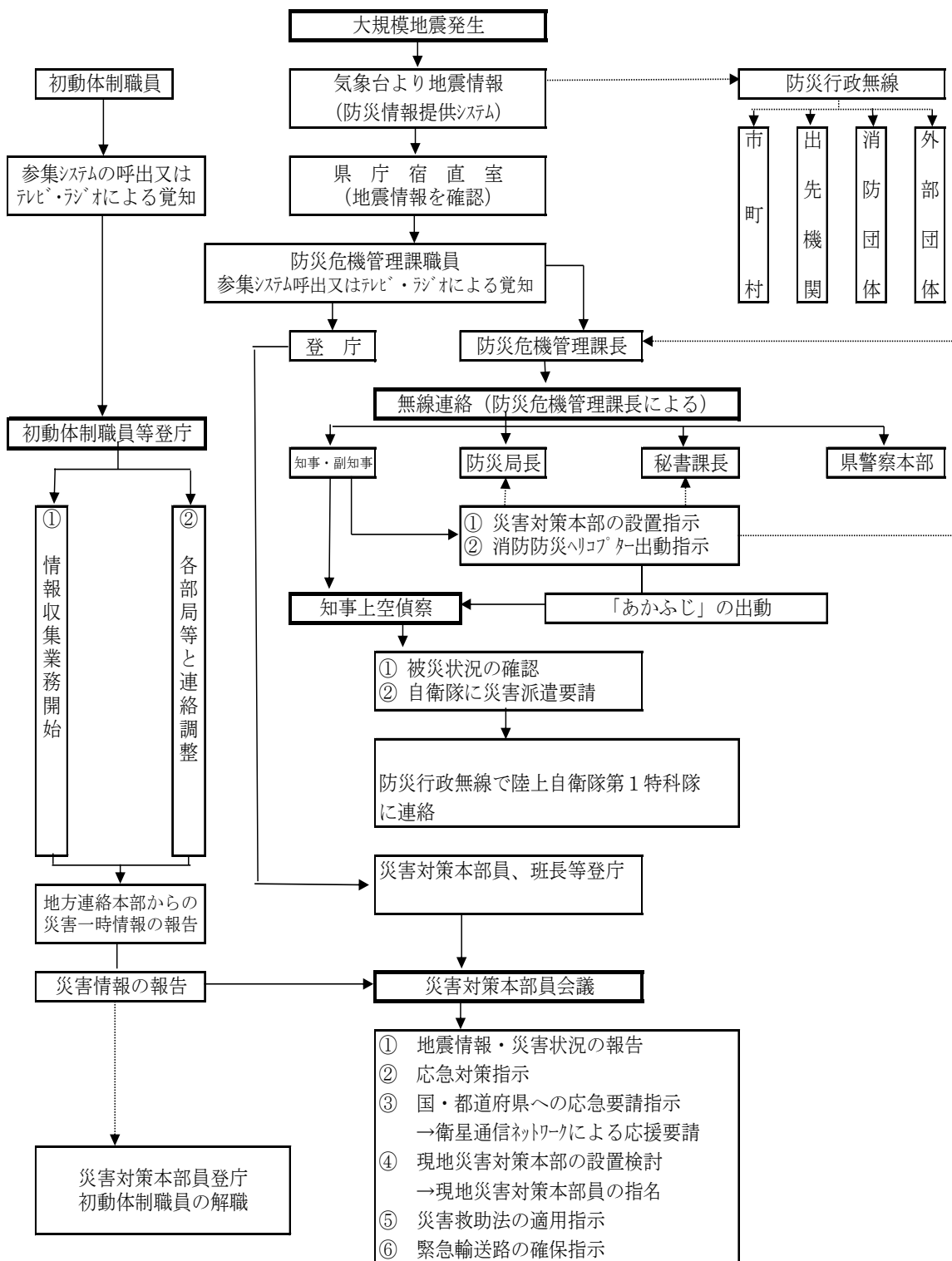
##### イ 他の法令に基づく被害報告

- ① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班)
- ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(健康増進班、医務班)
- ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生業務班)
- ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
- ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
- ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
- ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
- ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
- ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
- ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
- ⑪ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
- ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

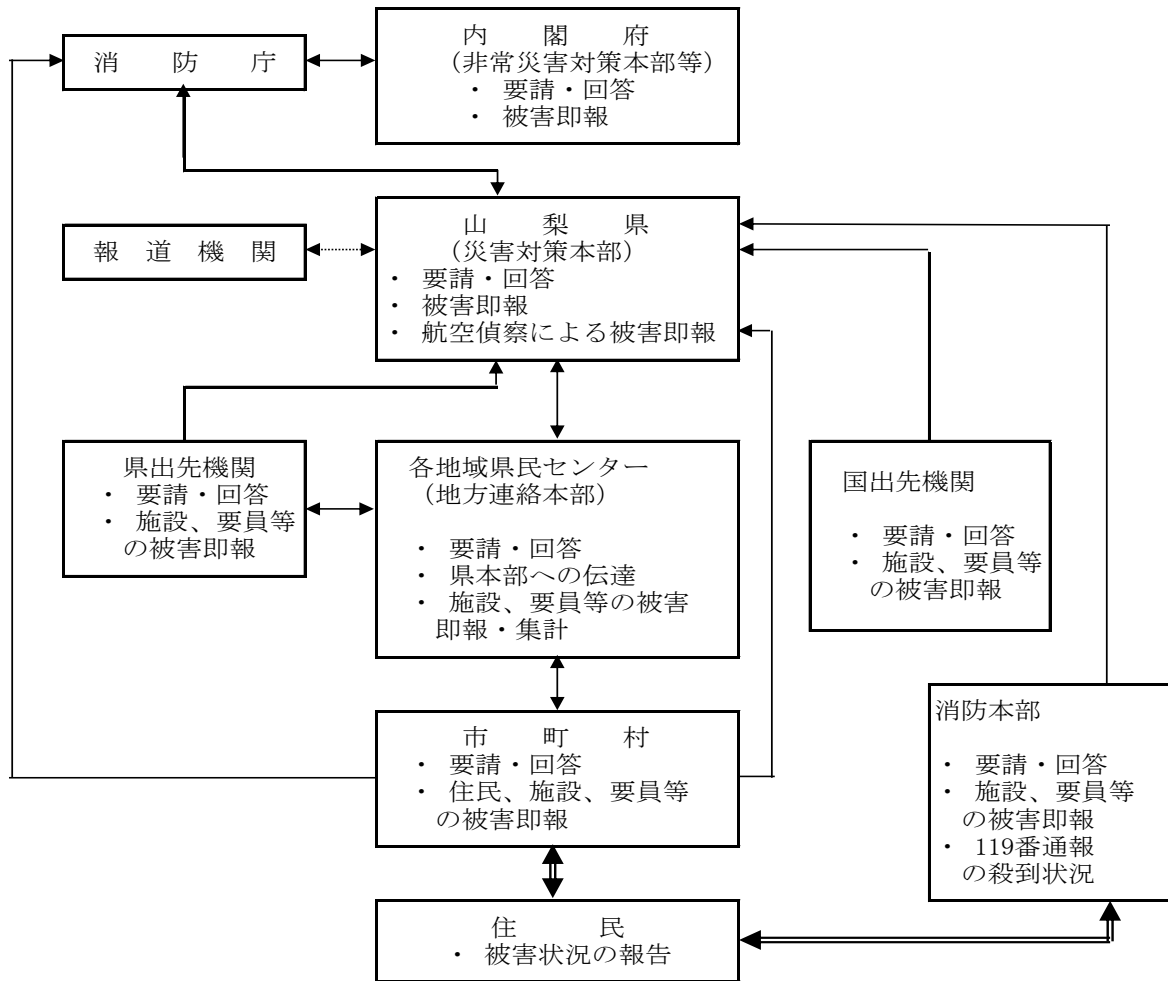
## 4 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制

(1) 予知不可能な地震（首都直下地震、活断層に起因する地震）

※ 震度6弱以上の大規模地震が山梨県内で発生したとき



## 発災直後の情報の収集・伝達フローシート



### 第3節 広域応援体制

#### 1 知事の応援要請

##### (1) 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。

(災害対策基本法第70条第3項)

##### (2) 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。

(災害対策基本法第74条)

##### (3) 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対応を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まない

ものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(災害対策基本法第 72 条)

ウ 知事は、市町村長が災害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告出来ない場合は、県職員を派遣して、必要な情報の収集を行う。

(災害対策基本法第 53 条第 6 項)

#### (4) 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、(2)の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び(3)イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときに、これらを補完するために内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第1項)

#### (5) 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第2項及び4項)

## 2 市町村長の応援要請

### (1) 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

### (2) 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、関東町村会を構成する各都県町村会で締結した「災害時における相互応援に関する協定」、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村等に対し応援を要請する。

### (3) 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。

(災害対策基本法第74条の2第4項)

## 3 消防の応援要請

### (1) 大規模災害時における緊急広域消防応援協定

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号) 第 39 条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。

広域航空応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施

要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)により行うものとする。

#### 4 自衛隊に対する災害派遣要請

本編第2編第3章第1節7「自衛隊災害派遣要請の概要」に同じ。

#### 5 応援要請の方法等

本編第2編第3章第1節4「広域応援体制」による。

#### 6 広域一時滞在

本編第2編第3章第1節5「広域一時滞在」による。

### 第4節 通信の確保

#### 1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も利用できるが、平常時から災害時における多ルートの通信の確保に努めるものとする。

##### (1) 県と国及び他都道府県との通信手段

県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。

災害時には、これらの回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。

なお、回線の利用方法は、「山梨県防災行政無線利用の手引き」(以下「手引き」という。)による。

また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信が可能である。

##### (2) 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

県庁と各市町村は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

また、防災関連機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)へも260MHZデジタル無線を使用し通信を確保している

災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を搭載した移動無線車を配備し回線の確保を図る。

##### (3) NTTの措置

###### ア 非常・緊急通話

災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、災害時優先電話からダイヤルすることにより、優先的に通信を利用することができる。

###### イ 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

###### ウ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

###### エ 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発動機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電



機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

**(4) 他の機関の通信施設の利用**

加入電話、防災行政無線等が使用不能となったときは、警察、水防、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

**(5) 非常通信協議会の利用**

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

**ア 非常通信の依頼方法**

一通の通信文の字数は200字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

**イ 非常通信等の内容**

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、県本部活動上の必要なもの等

**(6) 放送の要請**

知事又は市町村長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき又は普通の通信方法では間に合わないときは「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号	申込窓口
NHK（甲府放送局）	S58. 7. 1		放送部
山梨放送	S58. 7. 1		放送本部
テレビ山梨	S58. 7. 1		放送部
エフエム富士	H2. 2. 28		

**2 防災行政無線移動系システムの運用**

災害発生時においては、移動系システムを利用して各地の被害情報の収集を行う。

**3 通信の運用と統制**

山梨県防災行政無線の管理・運用は、「山梨県防災行政無線網関係規程集」に基づき行う。

統制管理者は、災害時において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めたときは通信の統制を行う。通信管理者は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命により通信統制を行う。

**4 気象情報の配信について**

気象情報は、甲府地方气象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、消防防災機関等に配信する。

**5 アマチュア無線の活用**

大規模地震等による大災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

- ・平成 10 年 8 月 25 日、社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」を締結

## 6 インターネットシステムの運用

山梨県ホームページ等インターネットによる情報提供を行なう。

インターネットによる災害情報の URL は、<http://www.pref.yamanashi.jp/>である。

## 第 5 節 避難活動

### 1 避難の指示

地震の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときは、市町村等は予め定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難の指示を行うものとする。

#### (1) 市町村長

市町村長は、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して速やかに避難の指示を行う。

#### (2) 知事

知事は、市町村長が避難の指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第 60 条第 6 条)

#### (3) 警察官

市町村長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときには、直ちに職権に基づき、危険地域の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

### 2 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により、市町村長の職権を代行することができる。

知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市長村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

### 3 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示の理由

オ その他必要な事項

### 4 避難措置の周知

#### (1) 住民への周知

避難の指示を指示した者又は機関は、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域の

住民に速やかにその内容の周知徹底を図る。

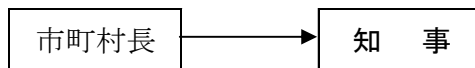
また、報告を受けた県等の機関は、報道機関への放送要請等も含め、住民への周知を徹底する。

なお、避難の必要がなくなっても同様とする。

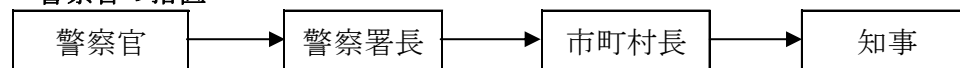
## (2) 関係機関への通知

避難の指示を行った者は、次のルートに必要な事項を報告又は通知する。

### ア 市町村長の措置



### イ 警察官の措置



## 5 避難誘導の実施

発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたって、市町村は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

## 6 避難所

### (1) 避難所の整備

市町村は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

ア 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。

イ 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。

エ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

### (2) 避難所の周知

市町村は発災時には、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

さらに、要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な指定避難所を確保する。

避難所の停電に備えた発動機による自家発電装置や太陽光発電装置等の設置に努める。

水道施設の破損等により、飲料水の供給が困難となることを想定し、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備の推進に努める。

### (3) 避難所の運営管理

ア 市町村は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及にあたっては、住民

- 等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- イ 市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ウ それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市町村と共有する。
- エ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- オ 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- カ 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- キ 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ク 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ケ 県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。

## 7 要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

## 8 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、交通機関の管理者等は、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、県、市町村及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の滞在場所の確保に努める

とともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

県本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに必要な措置をとる。

## 9 孤立集落への対応

県、市町村は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

## 10 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舍等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、第2編第3章第1節5「広域一時滞在」により、関係市町村等との調整を図るものとする。

市町村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、市町村営住宅等を活用し受け入れに努めるものとする。

### 第6節 緊急輸送対策

#### 1 緊急輸送の対象

地震防災応急要員、地震防災対策に必要な食糧、医薬品及び防災資機材等とする。

#### 2 緊急輸送の方針

緊急輸送機関相互で調整し、必要最小の範囲で実施する。

#### 3 輸送（物資等の運送）の要請等

本編第2編第3章第8節1(2)「輸送（物資等の運送）の要請等」による。

#### 4 緊急輸送道路

別図のとおり

#### 5 緊急輸送の確保

##### (1) 国

ア 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所は、パトロールカーによる巡視、道路モニターからの報告等により情報収集に努める。

イ 道路情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、誘導等の措置を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

ウ 被害箇所については、速やかに応急、復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

エ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国〔国土交通省〕は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

##### (2) 中日本高速道路株式会社、山梨県道路公社

ア 県・市町村等と密接な情報交換を行い、連携して緊急輸送道路の確保を図る。

イ 県公安委員会の行う緊急輸送道路の確保に係る交通規制に協力する。

ウ 被害箇所については速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

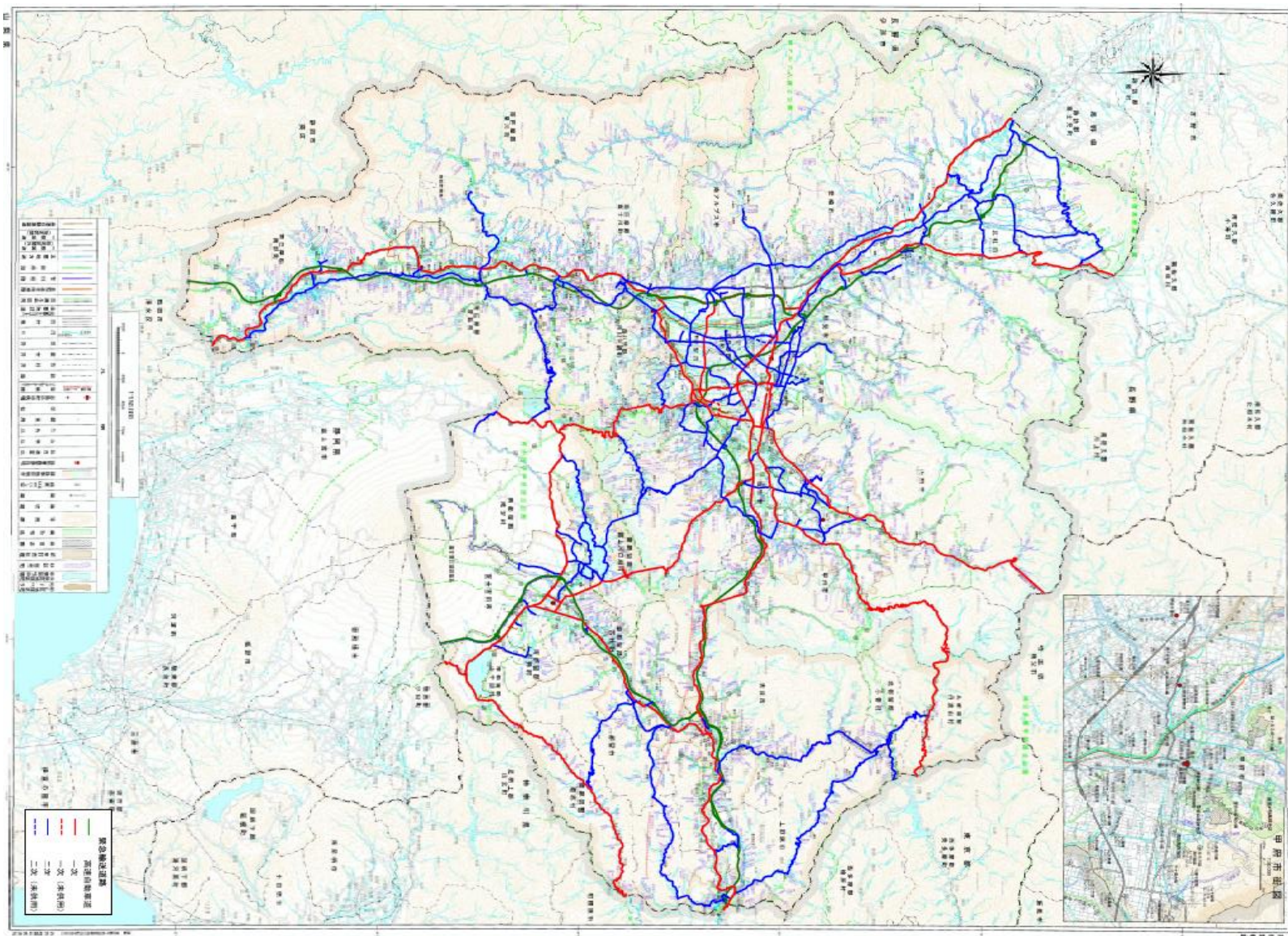
**(3) 社団法人山梨県トラック協会・赤帽山梨県軽自動車運送協同組合**

地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の要請により物資等の緊急輸送について協力する。

- ・平成 11 年 3 月 15 日「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」（山梨県トラック協会）
- ・平成 14 年 3 月 20 日「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」（赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）



山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図



(4) 県

- ア 県は、緊急輸送道路のうち県管理道路の機能確保に努める。
- イ 被害箇所については、山梨県建設業協会との「災害時における応急対応業務に関する協定」などにより速やかに応急復旧工事を行い緊急道路としての機能確保に努める。
- ウ 陸上輸送に加え、ヘリコプターとの連携による効率的な緊急輸送対策を実施するため、輸送拠点及びヘリポートの確保に努める。

(5) 県警察

緊急輸送にあたる自動車、航空機等が円滑に運行できるように、避難者の誘導、交通整理、ヘリコプターの誘導等を行う。

6 緊急輸送車両等の確保

(1) 県

- ア 各部署の車両は、必要に応じて知事が集中管理して運用する。
- イ 市町村から要請があり、必要と認めるときは、関係機関に協力を要請する。また、状況に応じて県警察及び自衛隊ヘリコプターの使用を要請する。

(2) 関東運輸局山梨運輸支局

県、市町村及び防災関係機関からの要請に対し、運送事業者等と連絡調整して輸送の斡旋を行う。

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)

(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	63.1
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	東京都塚～長野県塚 大月BP現道部(駒橋交差点(大月市)～大月インター入口交差点(大月市)除く 国道20号交点(甲斐市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府南アルプス線(甲府市)～国道411号交点(甲府市) 上石田バイパス: 真川交番南交差点(甲府市)～真御橋西詰(甲府市)含む 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	100.3
	52	国道52号	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	54.0
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号大月バイパス交点(大月市)	43.7
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笛吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 西関東連絡道路: 桜井ランプ(甲府市)～岩手ランプ(山梨市)含む 西下条ランプ(甲府市)～落合西IC(甲府市)[新山梨環状道路] 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上阿原交差点(甲府市)	56.9
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市) 国道140号交点(甲府市)～甲府市道池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	64.1
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
	12	韮崎南アルプス中央線	国道52号交点(南アルプス市)～甲府中央右左口線交点(中央市)[新山梨環状道路]	7.6
	29	甲府中央右左口線	韮崎南アルプス中央線交点(中央市)～国道358号交点(甲府市)[新山梨環状道路]	1.3
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	甲府市道 和戸竜王線	甲府市道 朝気通り交点(甲府市)～池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	0.2
	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	21路線			711.6



(第二次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長 (km)
一般国道	20	国道20号	大月橋西詰(大月市)～大月インター入口交差点(大月市)	1.1
(指定区間)	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1
一般国道	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
(指定区間外)	139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
	140	国道140号	西関東連絡道路万カランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランプ交点(山梨市)	4.4
	300	国道300号	全線(中之倉BP 現道部除く) 国道139号重用区間22.6km:国道138号交点(富士吉田市)～国道139号本橋交差点(富士河口湖町)	25.2
	469	国道469号	富士川身延線交点(南部町)～国道52号交点(南部町)	0.5
主要地方道	3	甲府市市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～斐崎南アルプス中央線交点(中央市)[昭和バイパス] 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km:国道140号桃林橋南側交差点(中央市) ～国道140号大正交差点東側交差点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km:国道20号国母交差点(甲府市)～国道20号国母立交差点(甲府市)	22.1
	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)[黒沢BP] 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	4.4
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～斐崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	10.2
	6	甲府斐崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北社斐崎線交点(斐崎市)	16.7
	7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府斐崎線重用区間1.9km:甲府斐崎線交点(甲府市)～甲府斐崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	8.2
	9	市川三郷身延線	全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km:市川大門四丁目1801(市川三郷町) ～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km:国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交差点(身延町)	22.9
	10	富士川身延線	市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南部町)(身延山ICアクセス含む) 国道469号重用区間0.5km:国道52号交点(南部町)～国道469号交点(南部町)	19.4
	11	北社富士見線	国道141号交点(北社市)～長野県境	24.5
	12	斐崎南アルプス中央線	国道20号交点(斐崎市)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交点(南アルプス市)～国道52号交点(南アルプス市)	28.2
	17	茅野北社斐崎線	北社富士見線交点(北社市)～甲府斐崎線交点(斐崎市)	24.2
	18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km:国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8
	20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 芦安支所 斐崎南アルプス中央線重用区間0.3km:斐崎南アルプス中央線芦安入口交差点(南アルプス市) ～斐崎南アルプス中央線源交点(南アルプス市)	12.8
	21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3
	22	甲府笛吹線	全線	7.6
	23	斐崎増富線	国道141号交点(斐崎市)～北社市役所 明野総合支所(北社市)	4.7
	24	都留道志線	全線	15.7
	25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市市川三郷線交点(昭和町)[昭和バイパス] 中下条交差点(甲斐市)～国道20号山県神社北交差点(甲斐市)	6.4
	26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～斐崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0
	27	斐崎昇仙峡線	国道141号交点(斐崎市)～斐崎IC(斐崎市)	1.4
	28	北社八ヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点(北社市)～北社富士見線交点(北社市)	6.4
	29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	11.6
	30	大月上野原線	談合坂サービスエリア線交点～野田尻四方津停車場線交点	1.3
	31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府斐崎線交点(甲府市)	1.3
	32	長坂高根線	全線	7.5
	33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7
	34	白井甲州線	国道140号交点(甲府市)～国道411号交点(甲州市) 国道411号塩山バイパス西広門田橋南交差点(甲州市)～西広門田交差点(甲州市) 狐川橋東交差点(笛吹市)～笛吹市道1-20号線交点(笛吹市) 塩山勝沼線交点(甲州市)～万力小屋敷線交点(甲州市)	19.4
	35	四日市場上野原線	国道139号交点(都留市)～上野原市道田野入線交点(上野原市) 上野原市道田野入線交点(上野原市)～国道20号交点(上野原市)	26.4
	36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6
	37	南アルプス公園線	早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)	10.5
	38	塩山勝沼線	白井甲州線交点(甲州市)～国道411号交点(甲州市) 市道塩山バイパス交点(甲州市)～国道140号交点(甲州市)	3.9
	39	今諏訪北村線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～斐崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	3.1
	40	都留インター線	全線	0.6
	41	須玉インター線	全線	0.1
	42	斐崎南アルプス富士川線	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～今諏訪北村線交点(南アルプス市) 中部自動車横断道交点(市川三郷町)～国道52号交点(身延町)	11.5
	43	六郷インター線	市川三郷身延線重用区間0.6km:市川三郷身延線交点(市川三郷町)～市川三郷身延線南橋東詰交 差点(市川三郷町)	0.9
一般県道	104	天神平甲府線	甲府斐崎線交点(甲府市)～HANAZONOホスピタル(甲府市)	2.5
	106	中下条甲府線	甲府斐崎線交点(甲斐市)～甲府斐崎線交点(甲府市)	4.5
	113	甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央右左口線交点(甲府市) 国道358号重用区間2.8km:国道358号考古博物館東交差点(甲府市) ～国道358号甲府市右左口町(甲府市)	8.0
	117	小瀬スポーツ公園線	全線	1.4
	202	山梨市停車場線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～国道411号交点(山梨市)	3.1
	204	休息山梨線	国道411号交点(甲州市)～峽東 防災備蓄倉庫1(甲州市)	0.7
	208	下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点(山梨市)～宮山梨線交点(笛吹市)	2.4
	211	山梨笛吹線	国道411号交点(山梨市)～笛吹市道2-30号線交点(笛吹市)	2.5
	216	万力小屋敷線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲州市) 西関東道路入口交差点(山梨市)～山梨市駅前交差点(山梨市)	3.8

一般県道	219	柳平塩山線	国道140号交点(山梨市)～山梨市立牧丘病院(山梨市)	0.6	
	302	石和温泉停車場線	国道411号線交点(笛吹市)～国道20号交点(笛吹市)	1.1	
	308	鶯宿上曾根線	国道358号交点(笛吹市)～藤笠石和線交点(笛吹市)	3.4	
	313	藤笠石和線	鶯宿上曾根線交点(笛吹市)～白井甲州線交点(笛吹市)	2.5	
			甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)		
	314	一宮山梨線	国道411号交点(笛吹市)～下神内川石和温泉停車場線交点(笛吹市)	1.8	
	405	割子切石線	中富IC～国道52号交点	0.7	
	413	平林青柳線	富士川町本庁舎～斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	0.4	
	415	湯之奥上之平線	国道300号交点(身延町)～しもべ病院(身延町)	0.7	
	505	小和田猿橋線	国道139号交点(大月市)～大月市道猿橋東町線交点(大月市)	3.9	
	507	野田尻四方津停車場線	国道20号交点～大月上野原線交点	3.9	
	606	台ヶ原長坂線	国道20号交点(北杜市)～茅野北杜斐崎線交点(北杜市)	5.3	
	608	長沢小淵沢線	国道141号交点(北杜市)～小荒間長坂停車場線交点(北杜市)	6.8	
	609	小荒間長坂停車場線	長坂高根線交点(北杜市)～長沢小淵沢線交点(北杜市)	3.1	
	611	日野春停車場線	横手日野春停車場線交点(北杜市)～国道141号交点(北杜市)	3.2	
	612	横手日野春停車場線	北杜市 武川総合支所(北杜市)～日野春停車場線交点(北杜市)	1.5	
	621	須玉中田線	国道141号交点(韮崎市)～塩川病院(北杜市)	1.4	
	707	富士河口湖富士線	国道137号交点(富士河口湖町)～富士北麓公園線交点(富士河口湖町)	7.4	
			国道139号重用区間1.4km重用:国道139号交点(富士河口湖町) ～国道139号スバル立体交差点(富士河口湖町)		
	710	青木ヶ原船津線	国道137号交点(富士河口湖町)～河口湖精進線交点(富士川口湖町)	6.9	
			河口湖精進湖線重用区間1.7km:河口湖精進湖線交点(富士河口湖町) ～富士河口湖町西湖三差路(富士河口湖町)		
	714	鳴沢富士河口湖線	国道139号交点(鳴沢村)～町道 小立勝山線交点(富士河口湖町) 勝山バイパス:富士河口湖富士線交点～鳴沢富士河口湖線交点	5.2	
	716	富士北麓公園線	富士河口湖富士線交点(富士河口湖町)～富士北麓公園(富士吉田市)	0.5	
	717	山中湖忍野富士吉田線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村本庁舎(忍野村)	4.4	
	718	富士吉田西桂線	富士吉田西桂スマートIC～市道 小明見上暮地線交点	0.2	
	719	富士河口湖芦川線	河口湖精進線交点(富士河口湖町)～笛吹市川三郷線交点(笛吹市)	5.8	
	803	内船停車場線	全線	1.5	
			富士川身延線重用区間0.7km:富士川身延線内船駅前(南部町) ～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)		
	809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町)～峡南・身延管理課 防災備蓄倉庫(南部町)	1.4	
	市町村道	-	甲府市道 小瀬町1号線	小瀬スポーツ公園線交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
		-	甲府市道 小瀬2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
		-	甲府市道 富士見中線	甲府山梨線交点(甲府市)～朝日荒川線交点(甲府市)	0.3
		-	甲府市道 朝日荒川線	富士見中線交点(甲府市)～三味道村上線交点(市界)	2.9
-		富士吉田市道 小明見上暮地線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田西桂線交点(富士吉田市)	0.3	
-		富士吉田市道 農場線	富士吉田忍野SIC交点(富士吉田市)～小倉山中サス線交点(富士吉田市)	0.3	
-		富士吉田市道 小倉山中サス線	農場線交点(富士吉田市)～道の駅線交点(富士吉田市)	0.4	
-		富士吉田市道 道の駅線	全線 (小倉山中サス線交点～国道138号交点)	0.3	
-		富士吉田市道 明見東通り線	国道138号交点(富士吉田市)～鐘山スポーツセンター前交差点(富士吉田市)	1.1	
-		都留市道 天神通り線	国道139号交点(都留市)～国道139号交点(都留PB)(都留市)	0.6	
-		山梨市道 山梨市役所前通り線	国道140号交点(山梨市)～山梨市駅東山梨線交点(山梨市)	0.5	
-		山梨市道 山梨市駅東山梨線	全線	2.5	
-		山梨市道 富士塚通り線(農道DC02)	国道140号交点(山梨市)～フルーツライン(農道DC01)交点(山梨市)	1.8	
-		山梨市道 フルーツライン(農道DC01)	富士塚通り線(農道DC02)交点(山梨市)～笛吹川フルーツ公園(山梨市)	0.8	
-		大月市道 公園通り線	国道20号交点(大月市)～桂川ウエルネスパーク園路交点(大月市)	1.0	
-		大月市道 猿橋東町線	国道20号交点(大月市)～県道小和田猿橋線交点(大月市)	0.2	
-		南アルプス市道 若草1級1号	斐崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)～南アルプス市役所 若草支所(南アルプス市)	0.5	
-		南アルプス市道 櫛形7号線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)	0.2	
-		南アルプス市道 十五所7号線	南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)～南アルプス市消防本部	0.6	
-		甲斐市道 赤坂公園本線	国道20号交点(甲斐市)～赤坂台病院(甲斐市)	0.8	
-		甲斐市道 三味道村上線	朝日荒川線交点(市界)～開発1号線交点(甲斐市)	1.0	
-		甲斐市道 開発1号線	三味道村上線交点(市界)～滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)	0.5	
-		甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	開発1号線交点(甲斐市)～登美団地大屋敷線交点(甲斐市)	0.4	
-		甲斐市道 登美団地大屋敷線	滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)～大屋敷横町線交点(甲斐市)	0.9	
-		甲斐市道 大屋敷横町線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～甲府斐崎線交点(甲斐市)	0.3	
-		甲斐市道 県道希望ヶ丘線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～双葉SIC	0.3	
-		笛吹市道 4015線	甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	0.2	
-		笛吹市道 2-30号線	山梨笛吹線交点(笛吹市)～国道137号交点(笛吹市)	0.3	
-		上野原市道 田野入線	四日市場上野原線交点(上野原市)～四日市場上野原線交点(上野原市)	1.9	
-		上野原市道 談合坂サービスエリア線	談合坂SIC交点(上野原市)～大月上野原線交点(上野原市)	1.2	
-		甲州市道 上於曾根1号線	(塩山バイパス)西広門田交差点(甲州市)～仲沢ガド南交差点(甲州市)	2.0	
-		中央市道 2017号線	甲府市川三郷線交点(中央市)～中央市道1028号線交点(中央市)	0.9	
-		市川三郷町道 大木法師倉線	甲府市川三郷線交点(富士川町)～大木川鳥線交点(市川三郷町)	1.3	
-	市川三郷町道 大木川鳥線	大木法師倉線交点(市川三郷町)～山梨県県警へり常駐地(市川三郷町)	0.5		
-	南部町道 本郷柳島線	釜の口塩沢線交点(南部町)～南部町道谷津猿田橋線交点(南部町)	0.7		
-	富士川町道 青柳横通り線	斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)～国道52号交点(富士川町)	0.5		
-	昭和町道281号	甲斐中央線交点(昭和町)～丸市倉庫(株)GDC22	0.8		
-	忍野村道 58号北富士新線	山中湖村道 山中52号線交点(忍野村)～陸上自衛隊 北富士駐屯地(忍野村)	0.6		
-	山中湖村道 山中52号線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村道 58号北富士新線交点(忍野村)	0.1		
-	富士河口湖町道 小立勝山線	鳴沢富士河口湖線交点(富士河口湖町)～小海交差点(富士河口湖町)	0.6		
-	富士河口湖町道 0191富士ヶ嶺1号線	国道139号交点(富士河口湖町)～富士河口湖町 上九一色出張所(富士河口湖町)	3.3		
計	116路線		614.1		

## 7 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は次の要領による。

### (1) 緊急輸送車両の確認手続き

緊急輸送車両の確認手続きは、防災危機管理課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急輸送車両確認証明書を交付する。



- 参考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### (2) 緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両の確認

緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、他に優先して確認を行い、確認のため必要な審査は省略する。

別記様式第8（第6条の2関係）

第		号	年 月 日
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
輸送人員 又は品名			
活動地域			
車両の 使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名又は 名称		
有効期限			
備考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする

## 第7節 生活関係施設の応急対策

### 1 建築物応急対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあり、そのため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

応急危険度判定は市町村災害対策本部の派遣要請に基づき行う。

#### (1) 応急危険度判定

ア 建築士会等関係機関の協力を得て、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建築物の危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。

ウ 被災建築物応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

#### (2) 応急危険度判定士の養成

ア 被災建築物応急危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を応急危険度判定士として登録する。

イ 被災建築物応急危険度判定士に対し、判定に必要な知識習熟のための教育及び訓練を実施する。

### 2 応急仮設住宅建設

大規模な地震が発生したとき、震災後、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

#### (1) 建設型応急住宅建設用地の確保

災害発生時に於いて迅速に建設型応急住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。

このため、県と市町村との連携により、建設型応急住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。

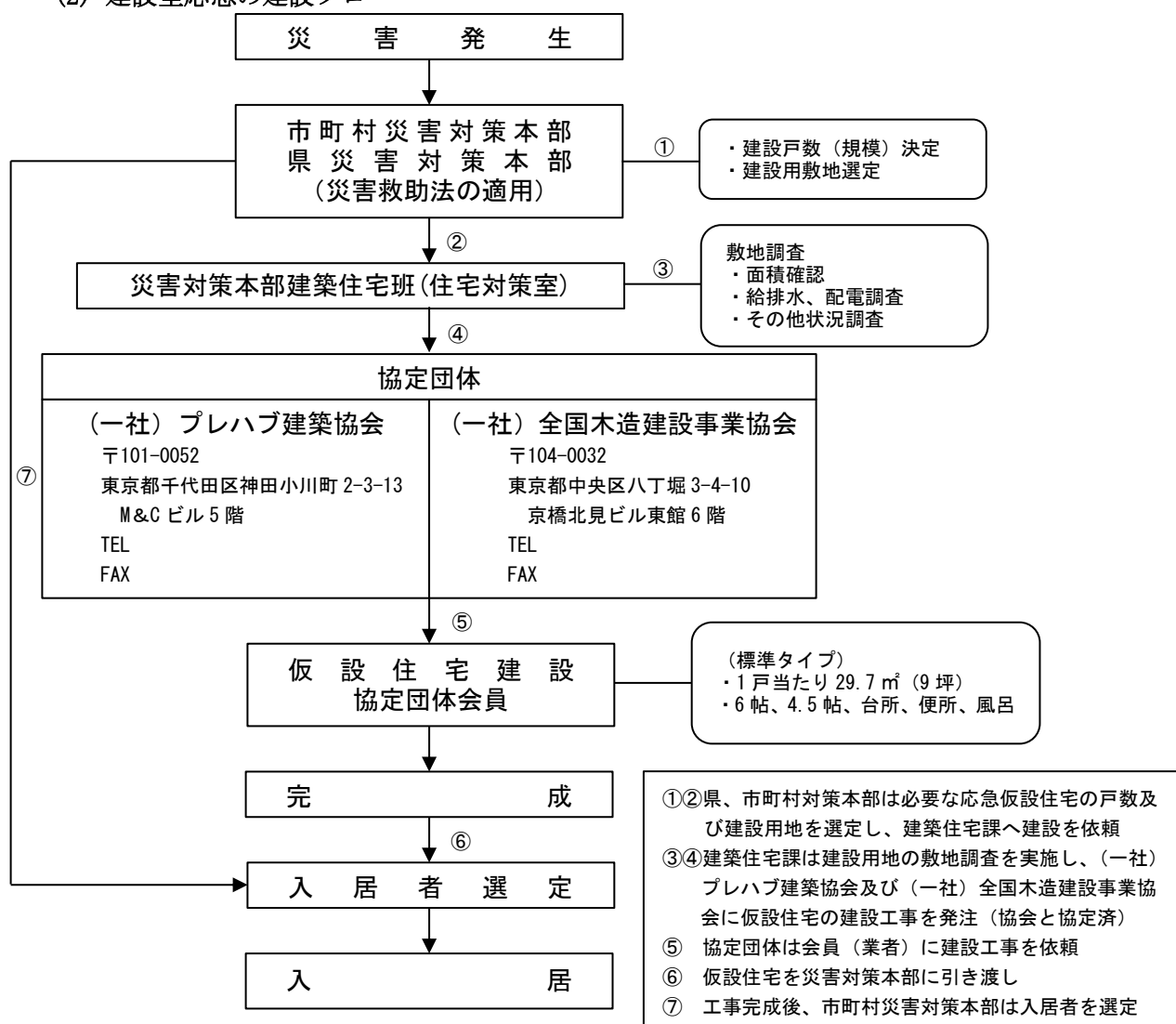
##### (令和4年度建設型応急住宅建設用地調査)

調査結果 27 市町村、173 箇所、応急仮設住宅 13,012 戸分の用地を確保

※ 建設型応急建設用地

- ・市町村が選定する土地
- ・公園緑地及び広場

## (2) 建設型応急の建設フロー



## 3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅を供給する。

### (1) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

県は、(公社)山梨県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会山梨県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき民間賃貸住宅の提供に関する貸主への協力依頼、情報の提供、円滑な提供の媒介の要請を行う。

### (2) 民間賃貸住宅の情報提供

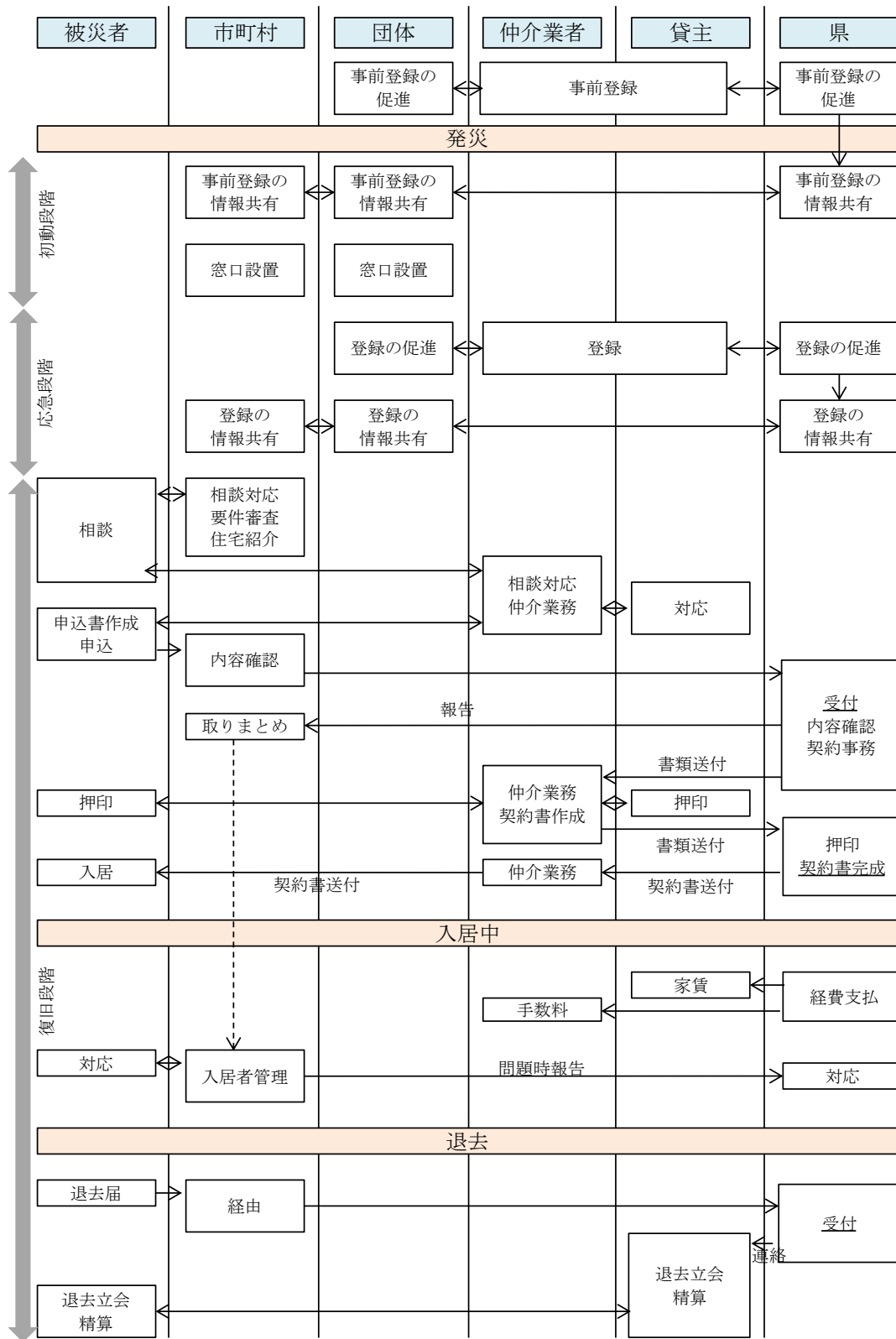
県は、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、市町村を通じて、民間賃貸住宅の情報を提供する。

### (3) 民間賃貸住宅の借上げ

県は、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に賃貸型応急住宅を供与するため、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、災害対策本部が入居者を選定する。

(4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー

賃貸型応急住宅 供与フロー





して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

**(3) 工事業者等への協力要請**

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

**(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定**

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

**(5) 送配水管等の復旧**

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

**(6) 仮設配水管の設置**

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、又必要に応じて消火栓を設ける。

**5 下水道施設応急対策**

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

**(1) 要員の確保**

下水道管理者が定める山梨県流域下水道災害対応マニュアルに基づき応急処置要員の確保を図る。

**(2) 工事業者等への協力要請**

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

**(3) 応急処置計画の策定**

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

ア 応急処置の緊急度及び工法

イ 処置資材及び作業員の確保

ウ 設計及び監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

オ 非常電源（可搬式発電機）の確保

**(4) 非常時の汚泥処理計画の策定**

下水道管理者は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

**(5) 広 報**

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

また、施設の復旧状況によっては市町村と調整して利用者へ污水排除の使用制限を依頼する。

**6 電気施設応急対策**

(1) 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。

(2) 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

(3) 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うた



め、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

## 7 都市ガス施設及びガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策

- (1) 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- (2) 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- (4) 避難所等に必要な燃料を供給する。

## 8 液化石油ガス施設応急対策

- (1) 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずると共に、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- (2) 販売事業者は、（一社）山梨県 LP ガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。  
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。  
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する
- (3) 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (4) 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

## 9 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

### (1) 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

### (2) 応急、復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、予め定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

#### ア 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれと予測されるときは、予め定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

#### イ 応急復旧

- ① 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消(臨時回線の作成)
- ② 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ③ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- ④ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

#### ウ 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

## 10 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

**(1) 要員の確保**

J R各社及び富士急行が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

**(2) 広 報**

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

**(3) 工事業者等への協力要請**

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

**(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定**

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

**1 1 宅地対策**

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士を活用して危険度判定を行う。

判定士の派遣は、原則、市町村災害対策本部に設置される被災宅地危険度判定実施本部からの要請に基づいて行う。

**(1) 危険度判定**

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

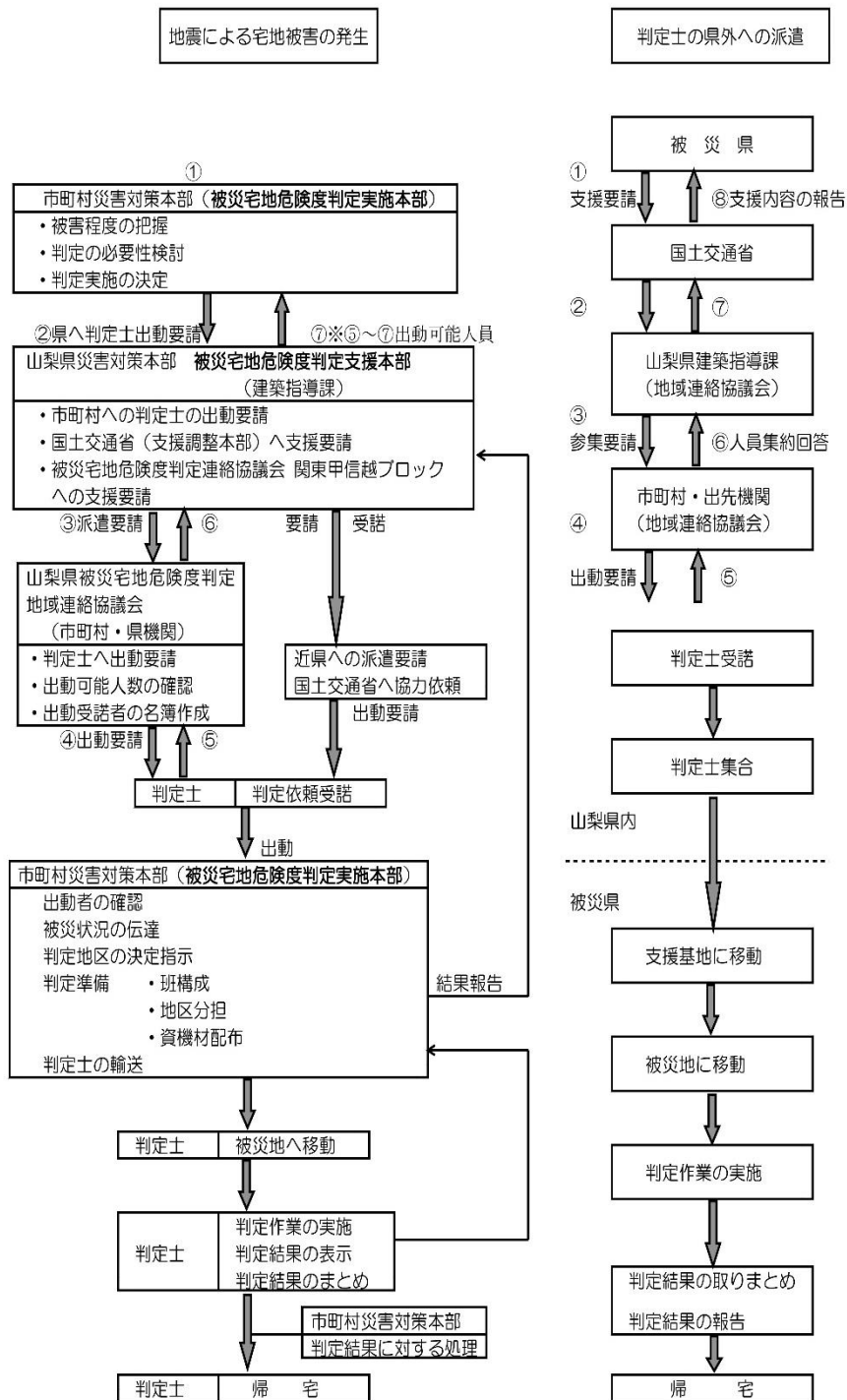
イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、国、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

**(2) 被災宅地危険度判定士の養成**

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。



被災宅地危険度判定フロー